

# 加西市地域再エネ導入ゾーニング事業報告書 に係る更新経緯

# 1. ゾーニング事業について(1)

## ◎太陽光発電施設の更なる導入の推進

加西市は2021年2月にゼロカーボンシティ宣言を表明、また同年3月に策定した気候エネルギー行動計画のCO2排出量削減目標の達成に向け、2030年度及び2050年度の再エネ導入目標を設定した。

## ◎環境等の懸念事項

他方、市内には生物多様性の観点から重要とされる豊かな自然環境が多く存在するだけでなく、近年は太陽光発電の設置に伴う自然災害や景観等への懸念が指摘されていることから、設定した再エネ導入目標を達成するには、自然環境等と調和した再エネ導入が必須である。



太陽光発電施設の設置を**推進する地域**と**抑制する地域**を区分し、環境等への影響を最小化するため、ゾーニング事業を実施。

# 1. ゾーニング事業について(2)

## ■ 令和4年度の取り組み

防災や環境保全の観点から、市域を太陽光発電の導入を抑制するエリア(保全エリア)と導入に際して何らかの課題が残されているエリア(調整エリア【5エリア】)に区分。

詳細は下図のとおりであり、促進区域の設定に向け、環境調査を実施した。

エリア区分		エリア区分の考え方
保全エリア		環境保全等の法令等により大きな制約がある又は重大な環境影響が懸念される等により保全すべきエリア
調整 エリア	生活環境への影響懸念エリア	住居が多数存在する地域であり、騒音や反射光等の生活環境への影響が懸念されるエリア
	自然環境への影響懸念エリア	自然環境が保全され、多様な生態系や自然景観等が保全された地域であるため、これら自然環境への影響が懸念されるエリア
	農業への影響懸念エリア	集団的に存在する農用地や生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地であり、加西市における農業への影響が懸念されるエリア
	森林管理への影響懸念エリア	地域森林計画の対象となる民有林であり、森林管理への影響が懸念されるエリア
	環境等への懸念事項が比較的少ないエリア	環境影響等が比較的小さく、その他課題等も比較的少ないと考えられるエリア

# 1. ゾーニング事業について(3)

## ■ 令和4年度における促進区域設定に向けた取組み①

次の条件を満たす遊休地(ため池・公有地等)の環境調査を実施

- ① 公共施設等の屋上
- ② 公共施設等の敷地内の未利用地
- ③ 周辺に公共施設等の消費地が存在するため池

### ため池の選定理由

#### ・ため池の発電可能性

市内には1000余りのため池が存在し、8,000㎡以上の規模のため池の分布状況を調査したところ、市域全体で10MW(500KW、20か所)以上の新規開発の可能性があると判明した。

#### ・ため池の安全管理・環境管理

ため池の多くは、水利組合や集落などの受益者を主体とした組織によって管理されているが、農家戸数の減少や土地利用の変化から、管理及び監視体制の弱体化が懸念されている。ため池で太陽光発電事業を実施することにより、ため池管理者とともに発電事業者が連携して安全対策を行うことにより、地域への負担を極力低減されることが期待される。

# 1. ゾーニング事業について(4)

## ■令和4年度における促進区域設定に向けた取組②

環境調査の結果、「ため池はそれぞれ異なる環境を有し、全ての環境を把握することが困難であるため、ため池をエリア設定によりゾーニングで区分することは容易ではない。」との指摘から、令和4年度における促進区域の設定には至らなかった。

⇒したがって、ゾーニングマップにおけるため池の取り扱いについては以下の通りとし、報告書を作成の上、公表した。

- ・保全エリア内に位置するため池は、他の保全エリアと同様に、保全エリアとして取り扱う
- ・調整エリア内に位置するため池は、ゾーニングマップの対象としない

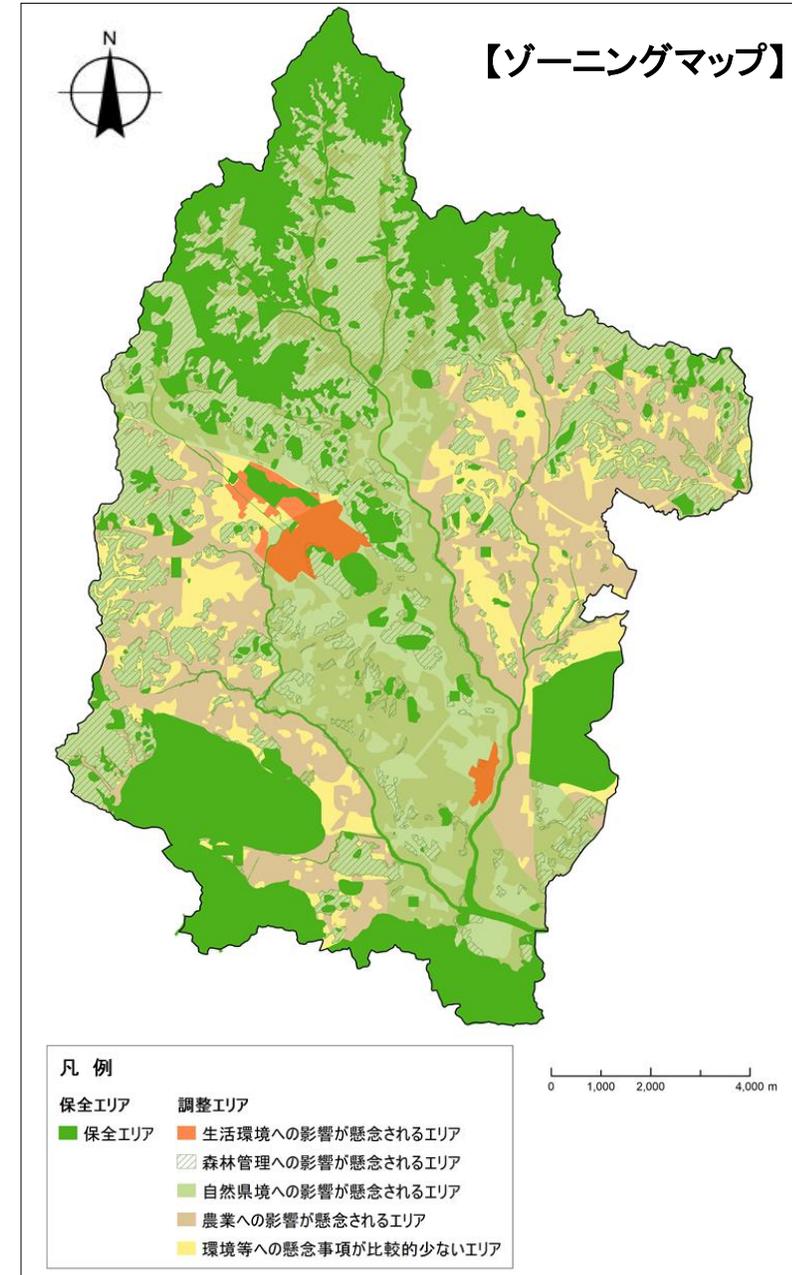
# 1. ゾーニング事業について (5)

## ■ 「ゾーニングマップ(案)」を作成

【範囲】: 加西市全域

【対象】: 10KW以上の太陽光発電設備(ただし、  
建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く)

【促進区域】: 次年度以降の設定を目指す



# 報告書公表以降の取り組み

## 2. 促進区域の設定について

### ■ 令和5年度の促進区域設定に向けた取り組み

令和4年度時において環境調査を実施した「公共施設等の屋上」について検討。

⇒「調整エリア」においても、一定程度生活環境等に影響が懸念されるエリアが多いことから、

令和5年度は、地域の景観や自然環境、防災面でも大きな問題になることの少ない

**「市内全域の建築物等の屋根上」**を促進区域に設定。

⇒上記を反映した区域施策編の改定（令和6年3月）

加西市気候エネルギー行動計画（一部抜粋）

#### 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

本市の促進区域は、市内全域の建築物等の屋根上を対象とします。

なお、事業提案型で促進区域の提案が行われた際など、今後も個別に促進区域を追加設定することを検討していきます。

**促進区域：市内全域の建築物等の屋根上**

# 3. ゾーニングマップの更新について(1)

## ■令和6年度の取り組み

### ○ゾーニングマップ更新

更新の背景: 令和4年11月に採択を受けた脱炭素先行地域事業において、市の施策としてため池の有効活用を推進

#### 【先行地域の取組(一部抜粋)】

##### ●地域エネルギー会社の設立運用

市内に再エネ電源を開発(PPA事業等)し、既存住宅含めた市域全体にその電力を供給することで、エネルギーの地産地消とエネルギー代金の域内循環を同時に実現する。

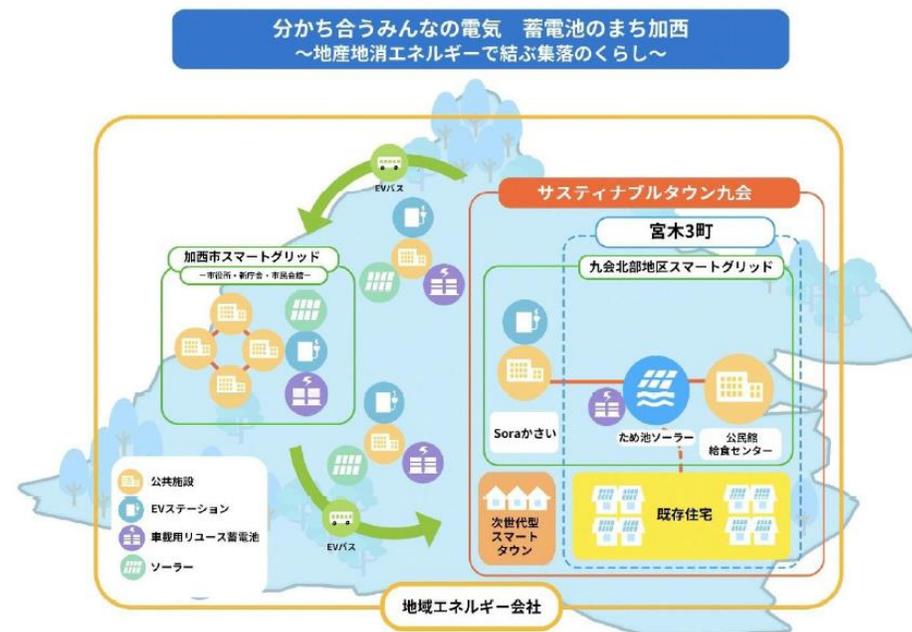
##### ●全ての市公共施設の脱炭素化の実現

市遊休地等に太陽光発電設備や蓄電池を設置し、発電した再エネを市公共施設に供給し全ての公共施設に供給し、全ての公共施設の脱炭素化を図ると同時に、市域全域のレジリエンス強化を実施する。

##### ●サステナブルタウン九会の実現

九会北部地区内の3公共施設をスマートグリッド化し、ため池ソーラーからの電力を、車載用蓄電池とエネルギーマネジメントシステムの活用により自家消費率70%で提供する。

脱炭素先行地域の取組イメージ図(下図)



# 3. ゾーニングマップの更新について(2)

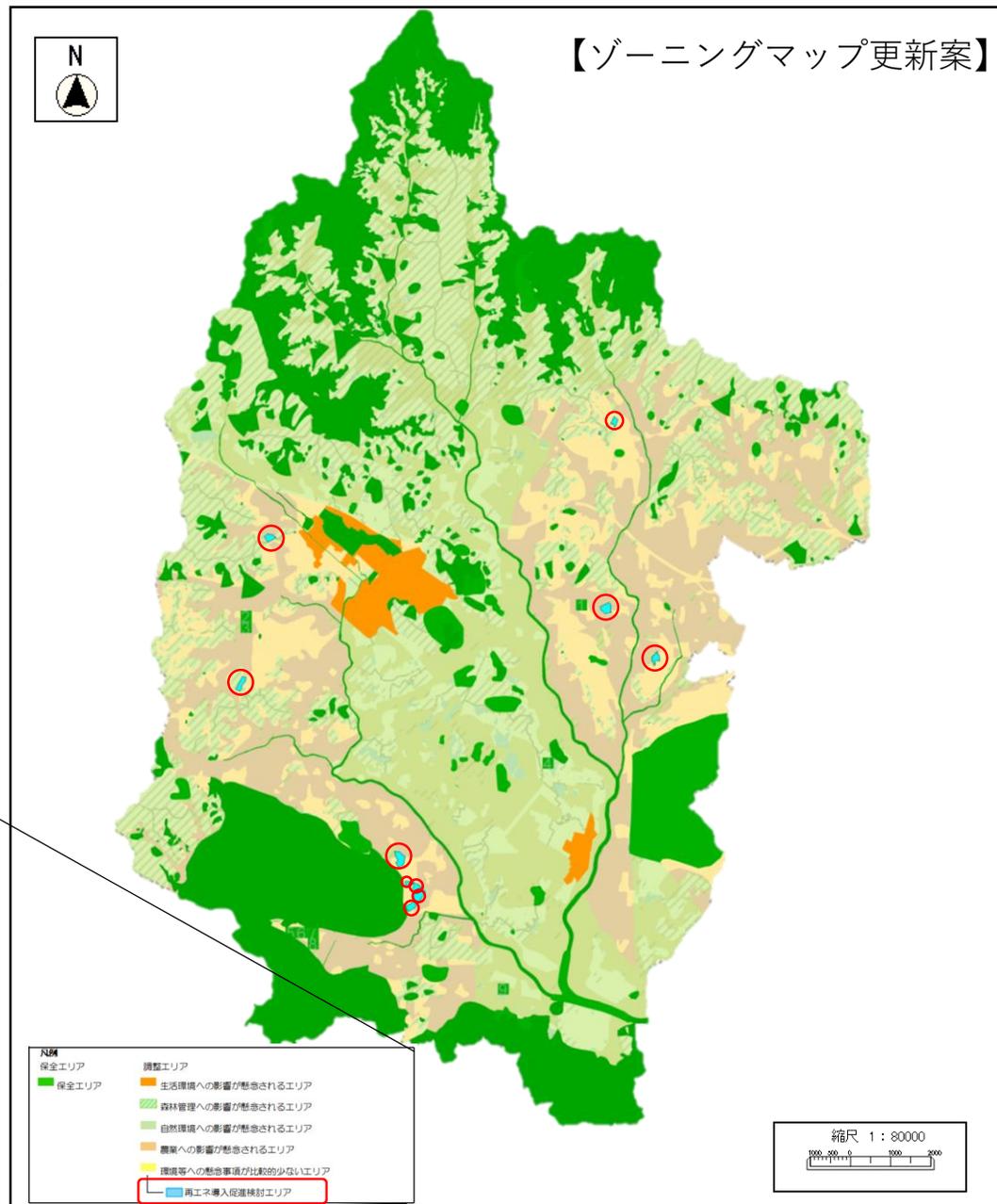
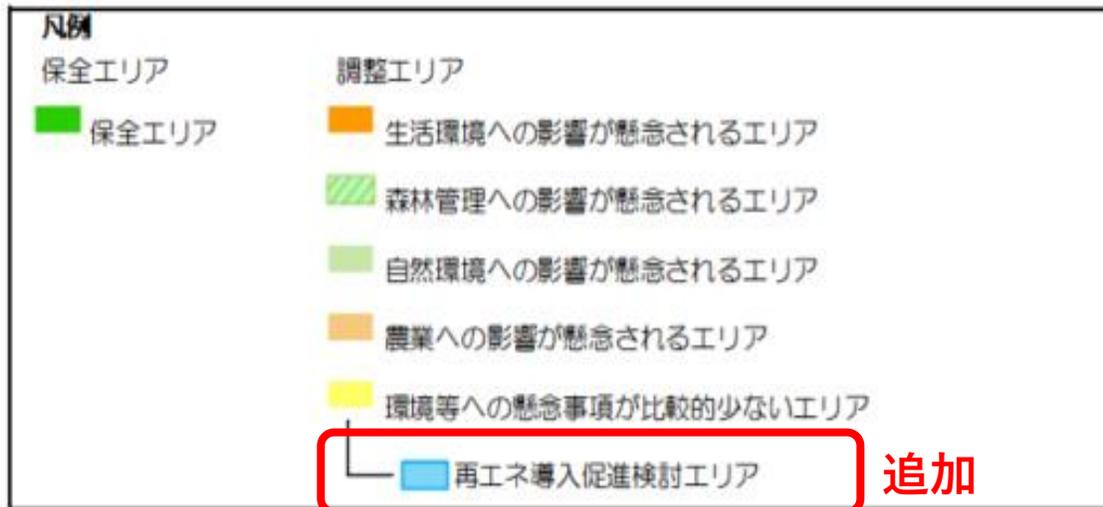
## ■調整エリア内に再エネ導入促進検討エリアを追加

### 【対象範囲】

環境等への懸念事項が比較的少ないエリアのうち、  
現地踏査及びポテンシャル検討を実施したため池  
(※令和4年度事業)

※該当は ○ で示すとおり。

※該当ため池の現地踏査結果については、資料3-2のとおり。



## 4. 促進区域の追加設定について(1)

### 追加①: 公共施設等の敷地内の未利用地

⇒脱炭素先行地域事業に係るFS調査等の実地調査において、希少種等の生育等が確認されず、環境への影響が比較的少ないと判断された調整エリア内の公共施設等敷地内の未利用地を設定する。促進区域に設定する公共用地は表1のとおり(案)。

表1 促進区域一覧(公共施設等の敷地内の未利用地)(案)

名称	所在地	設置規模 (kw)	発電量 (kwh/年)
① 衛生センター (隣接地含む)	鎮岩町699-5	1,300	420,000
② 幼稚園跡地	別府町甲1624-1	556	583,800
③ //	西野々町80-1		
④ 公営住宅跡地	山下町2349-32	577	605,850
⑤ //	上宮木町515-33		
⑥ 保育所跡地	若井町2840-3	172	180,600

## 4. 促進区域の追加設定について(2)

### 追加②:再エネ導入促進検討エリアに存在するため池

⇒P.8に示す再エネ導入促進検討エリアの中から、ため池が個々に有す特性などを踏まえつつ、市の方針と一致するため池を個別に選定し、抽出する。促進区域に設定するため池一覧は表2のとおり(案)。

表2 促進区域一覧(ため池)(案)

名称	所在地	設置規模(kw)	発電量 (kw/年)
① 野田池	野田町字後山449	556	583,800
② 五郎池	西笠原町字大谷171-1	169	177,450
③ 旗指池	市村町字谷田525	250	262,500
④ 満久谷池	和泉町字マク谷264	204	214,200
⑤ 大池	常吉町字池ノ内1133-6	254	266,700
⑥ 上瀬池	別府町字桃子岡甲310	222	233,100

## 4. 促進区域の追加設定について(3)

P.10までの検討結果を反映したゾーニング報告書及びゾーニングマップを基に、地域と共生する再生可能エネルギー事業を促進する「促進区域」の追加設定を目指していく。